解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月九日開催の臨時総会の決議により、平成二十四年三月三十一日付けをもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

埼玉県川口市八幡木一丁目一九番地の四
社団法人鳩ヶ谷市シルバー人材センター
代表清算人　河野　寛

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月二十二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

千葉市中央区浜野町六二七番地の一
医療法人長生会
清算人　武田　三代

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日寄附行為で定めた存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

千葉県船橋市大神保町一三五六番地
財団法人船橋市環境公社
代表清算人　山崎　健嗣

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

東京都港区西新橋三丁目三番一号
財団法人日本児童福祉協会
代表清算人　菅原　善昭

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十四年三月二十七日新潟県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

新潟県佐渡市小木町一九四〇番地一
清算法人小木町土地改良区
代表清算人　中川　忠夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年二月二十六日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

静岡市清水区有東坂一八番九号コーポいずみ二〇一号
特定非営利活動法人静岡ウインドオーケストラ
清算人　神尾　友哉

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

大阪府寝屋川市豊野町二番三六号
財団法人豊野保育園
代表清算人　荒川　珠子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年二月二日開催の理事会の決議並びに奈良県知事の許可を受け、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

奈良県奈良市登大路町三八番地の一
財団法人なら・シルクロード博記念国際交流財団
代表清算人　荒井　正吾

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十一月二十三日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

鳥取市若葉台北一丁目一番一号
学校法人鳥取環境大学
清算人　八村　輝夫

解散公告（第三回）

当公社は、国土交通省中国地方整備局長の認可を受け、平成二十四年三月三十一日に解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

山口県山口市水の上町一番七号
山口県道路公社
清算人　嶋岡　正三

解散公告（第三回）

当公社は、国土交通省中国地方整備局長の認可を受け、平成二十四年三月三十一日に解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

山口県山口市水の上町一番七号
山口県住宅供給公社
清算人　嶋岡　正三

解散公告（第三回）

当公社は、総務大臣及び国土交通大臣の認可を受け、平成二十四年三月三十一日に解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十四日

山口県山口市水の上町一番七号
山口県土地開発公社
清算人　嶋岡　正三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市香久池二丁目三三一番地、最後の住所福島県郡山市香久池二丁目一一番二号
被相続人　亡　松本　光正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十四日

福島県郡山市清水台一丁目八番五号ルームズ清水台ビル二〇一号
相続財産管理人　弁護士　尾形　昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県つくば市上郷一三六八番地三、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　串田　良一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十四日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二七号
みとみらい法律事務所
相続財産管理人　弁護士　後藤　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県双葉郡葛尾村大字葛尾字北平一五二番地、最後の住所茨城県稲敷郡美浦村大字土屋一九七一番地一二二
被相続人　亡　松本　義治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十四日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二七号
水戸ビル二階みとみらい法律事務所
相続財産管理人　弁護士　後藤　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県利根郡昭和村大字川額二二三三番地四、最後の住所群馬県前橋市古市町一丁目二六番地五
被相続人　亡　藤井　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十四日

群馬県高崎市緑町四―五―一四アイオンズビル二階弁護士法人井坂法律事務所
相続財産管理人　弁護士　井坂　和広